

米原市下水道事業審議会委員名簿

(令和7年4月1日～令和9年3月31日)

(五十音順、敬称略)

鈴木 あき

飛戸 博子

中田 住久

藤田 栄子

横川 晴彦

吉田 真由美

和田 政司

以上 7人

○米原市下水道事業審議会規則

平成28年3月24日

規則第33号

改正 平成30年4月1日規則第35号

令和3年4月1日規則第39号

令和7年4月1日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、米原市付属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号。以下「条例」という。)第2条の規定により設置する米原市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例第4条第2項の規定による委員の委嘱については、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数を下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 1人

(2) 受益者の代表 7人以内

(会長および副会長)

第3条 審議会に、会長および副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、まち整備部上下水道課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮

って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集)

- 2 条例第4条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成30年4月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年4月1日規則第39号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和7年4月1日規則第4号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。